

2015（平成 27）年度 第 2 回（第 2 期後期第 10 回）  
さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会 会議録

2015（平成 27）年 9 月 18 日（金）19 時 00 分から 20 時 55 分まで  
さいたま市市民活動サポートセンター北ラウンジ G・H・I テーブル

出席：【委員】伊藤幸正、薄井俊二、尾内浩子、織田真由美、栗原 保、杉 尚明、鈴木英善、  
平 修久、高田則夫、滝澤玲子、轟 和宏、土橋康夫、野代幸一、萩原淳司、  
堀越栄子

【事務局】指定管理者：大工原 潤、徳永 緑、藤澤めぐみ

さいたま市：新藤達也、久保巨樹

座長：平 修久 記録：藤澤めぐみ 傍聴：2 名

次第：

1 協議事項

(1) 利用者意見への対応について [20 分] (説明：指定管理者)

※資料 1 「利用者意見受付票」 当日配布

※資料 2 「継続協議事項：他の利用者が不快と感じる可能性のある表現について」 当日配付

(2) 利用者懇談会の報告と今後の展開について [20 分] (説明：利用者懇談会部会)

※資料 3 「第 2 回利用者懇談会概要」 当日配付

(3) 本年度第 2 回評価部会の報告と今後の評価について [20 分] (説明：評価部会)

※資料 4 「第 2 回評価部会概要」 同封

※資料 5 「利用団体アンケート（案）について」 同封

※資料 5-2 「協働管理運営にかかるアンケートのお願い」 当日配付

(4) 市民活動サポートセンター管理運営要領の変更について [15 分] (説明：市民協働推進課)

※資料 6 「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領」 同封

(5) その他 [5 分]

2 報告事項

(1) 市民活動サポートセンターの事業進捗と参加案内 [5 分] (報告：指定管理者)

※参考資料 「月例業務報告書 5 月～7 月」 同封

※参考資料 「                    〃                    8 月」 当日配布

(2) 今後のスケジュールについて [5 分]

### 3 その他

協議：(以下、敬称略)

#### 1 協議事項

##### (1) 利用者意見への対応について [20分] (説明：指定管理者)

※資料1「利用者意見受付票」当日配布

※資料2「継続協議事項：他の利用者が不快と感じる可能性のある表現について」当日配付

平：時間になったので、協議を始めることとする。

徳永：資料1をご覧いただきたい。前回の協議会で資料とした11番までの意見を除き、昨日までに受け付けた意見や施設運営に関わる対応を記録している。12番から45番までの34件で、件名の前に、○をつけている。白○が要望や提案、黒●は苦情である。

34件のうち、最も多いものが「施設の使い方や使い勝手にかかわるもの」で17件、次に、「他の利用者に制限を求めるものや苦言」が6件、「スタッフの対応に関わるもの」が5件、「センター運営の理念や判断の根拠に関わるもの」が4件、「情報提供」が2件。

では順番に見ていくこととする。

冒頭の12番は照明が暗いというご意見で、16番、18番、35番、43番も同様で、全部で5件あった。

館内が薄暗くなりかけたときには適宜点灯を追加するよう気をつけている。暗いことを伝えてくれる場合には即時対応しているが、利用カードに書かれたケースでの対応が十分できていないことも考えられるので、省エネの説明と点灯の申出について工夫が必要かもしれない。

ほかに、施設の使い方や使い勝手にかかわるものとして、

15番は、少人数テーブルの必要や照明器具の配置に適したテーブル配置についてのご意見。

直接対応はしていないが、自由にテーブルやいすを移動できることをお知らせするようにしている。

20番は、空席が多い場合は専用スペースを優先スペースとして有効に使えるようにしてほしいというものであるが、特に対応していない。対応する予定はなく、潜在層喚起プロジェクトでも進めている優先スペースカフェなどをおして、市民活動への関心を広げていく予定。

22番の屋上庭園での私的な利用に関する見方であるが、庭園は、来館した人が誰でも自由に休憩できる場所であるが、私的なイベントに活用する目的がある場合には、そのイベントの公益性を考えていただきたいことを説明し、ご理解をいただいている。

23番の優先スペースでの消しゴムカス専用のごみ箱設置の要望については、24番の施設の運営理念とも関わる面があるため、スタッフで協議し、消しゴムカス専用のゴミ箱を設置した。下に落としたり放置するより、テーブルの上を綺麗にしたいという意識が促進されると判断したもので、利用者にも好評の様様。

27 番、28 番は多目的展示コーナー利用時にできることとできないことを整理したもの。広報の仕方やセミナー開催、音楽の使用のほか、展示品の印刷について最寄りの店舗との連携で進めることに関わる宣伝チラシの掲載事項など、丁寧に対応している。

30 番は、貸出機材申請時の必要事項としている登録カード提示について疑問の声があったというものであるが、利用カード記載のため直接対応していない。団体の所属であることが確認できる場合には、臨機応変に対応しているケースもある。

36 番は、授乳室内の施錠に関わる表示への疑問。開館当初に利用者の安心・安全を図るために利用の前後に施錠をしていた折の表示が残っていたためのもので、即時表示を変更して対応した。

37 番は、団体ロッカーの開錠依頼に際して求めている団体情報の確認について、融通が利かないとの苦情であったが、市の本庁にも苦情を訴えに行かれ、そこでも同様の対応説明があったためご理解を得たもの。

41 番は、浦和コミュニティセンターを利用予定の障がい者の方から地下駐車場の予約依頼がメールであったもの。サポートセンターのホームページにてコーナー全体のバリアフリーを解説しており、「問合せはこちらへ」、とサポセンのメールを案内しているために届いたためであろうが、予約はできなくても、駐車場の係員に申し出ただけであれば、エレベーター近くの駐車場を案内する旨説明し、ご理解をいただいた。

44 番と 45 番はコインロッカーを複数利用している来館者への対応である。(39 番の「排除すべきである」との意見と共通する利用者の対応。) この方は、事情があつて生活用品を紙袋にいれ、埼玉県内の他市から電車を使って移動し、その袋が 4 個から 5 個あるため、毎日ロッカーに預けていたもので、スタッフが何度も状況を尋ねたり、解決の方法と一緒に考えましょうとお話してきた。45 番に記載したように、体調を崩されての来館により病院やソーシャルワーカーとつなぐことができ、解決の方向が見えたところである。

次に、「他の利用者への制限や苦言」の 6 件。

13 番は、公益性を伴わない団体の利用を控えてほしいという利用カードに書かれたご意見。32 番も同様で、南側はすべて市民活動専用スペースにもかかわらず、そうではないと思われる個人の利用や食事の利用があるとのこと。このご意見に直接対応はしていないが、スタッフが館内のみかけた場合には、声かけをしている。

17 番は、予約していたテーブルを他の団体が使っていて挨拶もなかったというもの、これは利用カードに書かれていたのであるが、現場の把握も対応もしていない。

31 番は多目的展示コーナーの展示内容をめぐって利用者同士でトラブルがあったもので、スタッフの声かけで落ち着かれたもの。

39 番は、さきほどの 44 番 45 番のコインロッカー利用についての苦情である。

また、40 番は、この苦情を言われた方々のグループの話題について、また別の方が書かれたものと、利用の現状から推察している。特に対応はしていない。

次に、「スタッフの対応に関わるもの」5件。

14番は、印刷作業室の利用団体から、他の利用団体への話の仕方についてご指摘をいただいたもので、「スタッフの語気が強すぎる、上から目線である。もっとソフトに言えないか」とのご指摘をスタッフ間で共有し注意する旨伝え、スタッフ連絡会でも対応に留意するよう共有している。

25番と26番は、スタッフへの失望が書かれていますが、内容が今一つ不明。対応を間違えているというご指摘。専用スペースのテーブルに置かれた案内に、自習や個人目的で利用ができないと書かれているのに、優先スペースでは集団での個人学習が放置されていることを矛盾と捉えているように解釈できるが、特に対応はしていない。

29番は、テーブル利用団体に記入をお願いしているサインボードについて、勧め方が執拗であったというもので、市民協働推進課にも苦情を言われたもの。利用者の不快感を招かないよう対応に留意することをスタッフ間で共有している。

38番は、手話のできる職員を希望するのご意見。特に対応していないが、望ましいことは確かだということをご共有している。

次に、「センター運営の理念や判断の根拠に関わるもの」4件。

19番は、初めて来館の方がオープンスペースの活用について提案をくださり、その対応の中で、サポートセンターの運営理念をご理解いただいたものである。

21番は、多目的展示コーナーでの団体の主張について、公共施設の対応として、内容とともに表現方法面で節度があるべきではないかというご意見。前回からの継続協議事項でもあり、このあと、この対応方法が議案となっている。

24番は、すでに申し上げたが、優先スペース利用者から提案されたもので、施設利用の理念にも関わる面があるため、対応を検討したもの。

34番は、「営利目的の塾の利用がある」というまた聞き情報をめぐって、営利目的でも使わせてほしいというメールの問合せに対応したもの。市民活動サポートセンターの設置目的の説明、塾の利用とされている団体が、学習困難な状況にある子ども達のコミュニティ支援をしている可能性を示し、市民活動以外の利用についても、現状を説明している。その後問合せがないので、ご理解はいただけたのではないかと思う。

最後に、「情報提供」が2件。

33番は、サポートセンター公募セミナーの講師に関わる情報提供で、行政と共催するセミナーで、販売などの勧誘が心配されるかもしれないとの情報であったため、対応に留意したが、セミナーは充実した内容でトラブルなく終了している。

42番は、浦和駅高架下の東西通路を車椅子が通行できない仕様になっているというもので、この情報は、市民協働推進課とも共有している。

以上が利用者意見の対応である。  
ご質問があれば、お願いしたい。

平：ご質問、ご意見はないか。ないので、資料2に移ることとする。

大工原：資料2は展示コーナーについての継続協議案件についてである。

前回の運営協議会では、展示コーナーでの表現方法を控えてもらうようにすることは言論の自由を施設管理者が恣意的に制限することになるという意見もあったので、ガイドライン案を作成した。「展示前・展示後」というのは判断基準のひとつになる。展示前に規制をすると検閲にあたるので、他者の名誉や尊厳を強く毀損する、あるいは侮蔑的な表現となるおそれがある場合は展示後に、対応することとしたい。

ただし、展示物全体ではなく、名誉・尊厳への毀損や侮蔑に該当する表現のみに限定したうえでの対応となる。また、主催者が依頼に応じない場合は、市民協働推進課と協議・協力のうえ対応したい。

また、展示利用申込時に、判断基準を示し、自主管理をお願いすることとする。

強不快表現への対応は、口頭の場合と展示の場合とで分けて考えている。口頭で強不快表現がおこなわれた場合など緊急性の高い場合は、指定管理者の責任において対処する。展示物など時間的余裕のある場合については、市民協働推進課と協議することとし、微妙な表現についてはこの運営協議会で協議する。ただし、運営協議会は年4回なので時間的余裕がない点も考慮し、必要に応じて臨時開催または電磁的方法での確認をえる必要もあるかと思われる。

次に判断基準は、資料2-1の通り、4つの基準を示している。ご確認いただきたい。

平：判断基準に関して、すべての申込者に対して示すのか。驚く人は多いかもしれない。

大工原：一般の手続きと同じように配布するのがいいと考える。

尾内：例えば、「安倍やめろ」というような文言はどう判断するのか。

大工原：刑法上公人への批判は事実の公共性・公益目的性・事実の真実相当性があれば、名誉毀損罪にあたらぬ。基本的にはその要件を参考に総合的に判断することになる。

織田：多目的展示コーナーは調整会があるので、その際に基準を示すこともいいかと思う。

大工原：おっしゃる通り、その機会に自主規制をお願いするしかない。

平：異論はないようであるが、表現の自由と不快感という問題については非常に難しい面もあり、次回にまた確認させていただく。それまでの間、申込み時（調整会の際）に基準を示すことはできるか。

大工原：ペーパーで示すのは困難だが、過去の苦情についての事実は事実としてお伝えできる。

轟：それぞれの立場の方がいるので、口頭で過去の事例を言うのが大切であると考えている。グレーゾーンがあり難しいが「過去にこういった事例があったのだが大丈夫か」と問いかけることは必

要だ。

平：当面は、口頭で注意喚起を促すこととする。この件は次回にまたとりあげたい。

## (2) 利用者懇談会の報告と今後の展開について [20分] (説明：利用者懇談会部会)

※資料3「第2回利用者懇談会概要」当日配付

土橋：6月3日に第2回の部会を行い、今年度に関していったん仕切り直しをした。懇談会の原点に立ち返り議論したところ、各区のコミュニティ課が把握している地域のネットワーク会議に出席することになった。サポートセンターの認知度の差を確認するとともに、サポートセンターを知らない潜在層の掘り起こしとニーズの把握を目的としている。最後に、各区コミュニティ課との接点・パイプをつくるという目的もある。

現在、各区のコミュニティ課が把握している市民活動ネットワーク会議が370くらいあり(名称はそれぞれ異なる)、ここに出向くことになった。6月30日の第3回の部会があり、各区コミュニティ課に依頼をすることになったので、段取り、手順を決めた。栗原委員が岩槻で参加されている市民活動ネットワーク会議にもお伝えした。全10区にアプローチした結果、第1回目は8月25日に見沼区を訪問。今後、6区を訪問予定であり、今後の予定をご覧いただきたい。

運営協議会の皆様もぜひ参加してほしい。基本的には定例会に参加することになっている。年度末にはアンケートをまとめる予定である。

サポートセンターの認知度であるが、見沼区では半分しか知らなかった。

要領が変わるので資料中の指定管理者の市民団体については削除予定である。

配布資料のアンケートも大切だが、直接会議に出席して意見を聞くことができるのは貴重な体験である。

栗原：私が感じているのは、各区は自分たちの中で協議しているのだが、なかなか課題について新しいところが見つからないこともある。そこで、さまざまな機能を備えたサポートセンターのことを知ってもらう出前は非常に大切であるし、サポートセンター側のメリットもある。ちなみに、岩槻区は半分がサポートセンターを知らないという状況だった。

平：利用者懇談会はここでやるものだという考えだったので、出前の利用者懇談会は斬新な取り組みである。

鈴木：各区で市民活動団体はどのくらいの参加なのか。もちろん100点を求めるのではなく、できるところから始めるというのがとても大事だとは思いますが。

土橋：見沼区では25団体中、当日10団体が参加していた。

栗原：岩槻区の定例会は、33団体中21、2団体が参加している。

土橋：見沼区では、薄井委員所属の団体(「フレンズ」の小野さん)が参加し、サポートセンターの説明をしてくれた。

## (3) 本年度第2回評価部会の報告と今後の評価について [20分] (説明：評価部会)

※資料4「第2回評価部会概要」同封

※資料5「利用団体アンケート（案）について」同封

※資料5-2「協働管理運営にかかるアンケートのお願い」当日配付

薄井：事前配布の資料4の第2回評価部会概要を見ていただきたい。

徳永：今年度の評価と第2期まとめの評価をどうするか、ということについて、この運営協議会に提出するために話し合った。◎を中心に見ていただきたい。

運営協議会の皆様にも総まとめという観点で意見をいただきたい。

大工原：SROIについて、先に説明することとする。SROIとは「ソーシャルリターン・オブ・インベストメント」のことである。

サポートセンターのような施設の評価や公共的政策の評価の場合、成果を出しているのかがわかりにくいという問題がある。さまざまな考え方がありえるが、SROIは産み出した成果を貨幣換算して「客観的」数値を出す方法である。そこで、今回この評価手法を採用した。投資金額と生んだ富との比較によって成果を確認することができる。サポートセンター内で3日間のアンケートをとり、その結果をもとにした。

結果としてサポートセンターの価値は6億円という換算値になった。投資の約6200万円（指定管理料と印刷自主事業売上）からすると10倍近くの価値がある、ということになる。ただ、団体のマッチングなどは計量化してはいない。そういったものは計量化が難しいので、過大評価を避けるために、省いている。

薄井：最初はSROIには当惑していたものの、ここの活動を金銭化すると、6億の仕事をしているという客観的な評価にはなる。結論は、従来通りの評価は従来通りにやっていきながら、新しい評価方法は「使えるなら使える」ということである。

徳永：本年度の評価は「4つの翼」を経年的に評価することとなる。ただ、第1期では「3つの理念と6つの機能」を指標にしているので、これを複層的に盛り込んで評価することを評価部会で決めたところである。本評価方法をこの協議会に提案する。

平：前年度のとおり1年間の評価は同じように行う。第2期の総まとめは5年分行い、3期の課題をまとめる。「4つの翼」を軸に、「3つの理念と6つの機能」を盛り込むということになる。

土橋：SROIはNPOセンターの調査なのか。費用はかかるのか。

大工原：その通りNPOセンターの調査となる。費用はかかる。

土橋：今この質問をした理由は、サポートセンターの評価は第三者が行うものなので、常にそういうもの（評価機能）を持っておくのは大切な武器になると思うからである。

織田：プレスリリースについてお聞きしたい。

大工原：8月末、各社に投げ入れる形で行った。

鈴木：SROIについては、いろいろ意見があるが、評価については平座長のとおり、評価部会の結論に賛成。4つの翼に沿うことも市の「3つの理念と6つの機能」という視点も大切なので、賛成。

平：基本方針についてこれでよいか。（基本方針について全員同意）

堀越：何を評価するのが大切である。コムナーレフェスティバルが評価できないことになるので、何等かの形で入れることはできないのか。ギリギリでもコムナーレフェスティバルのまとめは入れてもらえないか。外すのは忍びない気がする。

大工原：準備段階を示すことは可能。また、何人の来場というのは出せる。しかし、内容については、とくに今期はスケジュール的に厳しいと思う。運営協議会の皆さんが実際にコムナーレフェスティバルに来場されて、その実感をもって評価されるのならば、可能かと思うが…

堀越：アンケートは優先的に出せないか。評価の対象にならないことはスタッフがっかりしている。

平：できればアンケートを盛り込むことについても努力していただきたい。

久保：資料5「利用団体アンケート（案）について」をご観いただきたい。毎年11月1日からアンケートを行っており、趣旨は例年と同じである。例年、期間内の回答が少なく今年度は調査期間を延長している。その他の前年度からの主な変更点は、設問の削除である。ホームページを見るときに利用する機器について質問したものの9割以上がパソコンだったので、当該設問を削除した。また、Web 団体会員に登録している団体にホームページを利用して情報発信しない理由を聞いたが集まった件数は103件と少なかったため、今年度は登録していない団体に対して登録していない理由について質問をすることにする。

さポットの発信数の集計の資料をご観いただきたい。Web 団体会員に登録している団体の情報発信数が年々減ってきている。SNS など多様な広報媒体があると思うものの、さポットについては右肩下がり現状である。利用者のご意見を聴いて改善していける部分を見出すことを考えている。

平：お気づきの点は、協働推進課に連絡していただきたい（10月10日まで）。

徳永：資料5-2は前年度と全く同じである。ご提案があればお願いしたい。

平：資料5-2の件は、徳永さんまで連絡していただきたい。

#### （4）市民活動サポートセンター管理運営要領の変更について[15分]（説明：市民協働推進課）

※資料6「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領」同封

織田：資料6をご観いただきたい。こちらにあるように、管理運営要領について変更させていただいた。第3条の「市民活動団体」の限定を外している。



限定を外した経緯であるが、今年4月に市民活動支援室が市民協働推進課に昇格し、「活動支援」が「協働推進」に変わった。協働に重点をおいて進めていこうという方向性が課名にも表れたものである。協働のためには多様な主体が持つ資源を活用したほうがいい、との考えから、指定管理者についてこのような変更となった。

なお、2期の指定管理者選定当時は選定委員に市職員しかいなかったのであるが、今は外部の方が半数以上いる。さいたま市の指定管理者選定では通常公開プレゼンテーションは行わないが、サポートセンターについてはその経緯から公開プレゼンテーションを行う（質問部分是非公開）ので、ぜひ傍聴していただきたい。そこで指定管理者の選定案をつくった後、12月の議会に市の案として提出して議決をいただくという流れになる。

平：今日がこの情報を得て初めての運営協議会である。我々も思うところがあり、質問状を有志で提出しており、議会が終わってからその回答をいただけることになっている。有志として行ったのでその内容は今回の資料としていない。私と中野さんが有志の代表であり、中身を知りたい方にはお伝えする。もし変化がありうるとしたら、複数団体の公開プレゼンが予定されており、市民活動団体以外となる可能性が出てきたということ。それを踏まえて質問状を出した。

堀越：第2期の場合、庁内の委員会について出されていたようだが。

織田：第2期は最初から外部の委員会である。

土橋：右肩の日付を変えないのか。

織田：附則に反映するという形をとっている。

平：資料6の最後の図だが、指定管理者が「市民活動団体」であることこそがさいたま方式である。個人的な感想だが、非常に大きな変更である。今後変更がある場合は、事前に運営協議会に案を出し、意見を言う機会を作ってほしい。

織田：市民活動団体というところを外したが、運営協議会、利用者懇談会など、市民の方々から意見をいただく機能は残している。市もその意見を受け止め、「市民とともに成長するサポートセンター」という姿勢に変更はない。そこはご理解いただきたい。

堀越：市民活動推進委員会では意見を聴いていない。このさいたま方式の管理運営はみなさんの努力があって作られたものである。条例においても市と市民活動団体と書いてある。努力をして信頼関係を作って、築き上げたものである。これが崩れてしまうことは考慮しなかったのか。説明もなかったし、どうも経緯がわからない。課名の変更だけでは説明不足のように感じる。

織田：繰り返しになるけれども、運営協議会、利用者懇談会で市民の声は取り入れる。今のサポートセンターの水準についてはよく理解している。募集要項や仕様書を読んでいただくとわかるとおり、この水準を下げることにならないよう、どの団体・事業者になってもセンター長やスタッフに市民活動に詳しい方・理解のある方を配置するよう条件を定めており、営利目的という懸念などはあたらない。

土橋：単なる受け身ではなく、市民活動団体の代表が指定管理者であるとの認識やスタンスを持っていた。27年6月5日から施行とあるが、認識やスタンスを変えなくてはいけないのか。

織田：今年度のスタンスは変えなくてよい。

平：事前に運営協議会に仰ってほしかったということをご理解いただきたい。

織田：了解。

## （５）その他[5分]

鈴木：SROIについて感想を述べさせていただく。市民活動サポートセンターに適用するのは初めてなのかという質問が1点。評価の仕方は合点がいかない部分があるのが2点目。

2点目についていうと、たとえば相談の一部をコンサルティングとしているが、単なる案内もそこに入っていないかの疑念があるなど、職員の行動を一つ一つ分析できているのかが疑問である。評価をもっと分類しないと、金銭的価値は出ないはずなので、この調査結果だけでは大ざっぱのように感じる。あくまでも参考にとどめておくのがよい。

大工原：1点目の質問について。市民活動支援施設に対してSROIが行われたのは日本で初めてである。

平：鈴木委員意見は評価部会として受け取らせていただく。

## 2 報告事項

### （１）市民活動サポートセンターの事業進捗と参加案内 [5分]（報告：指定管理者）

※参考資料「月例業務報告書5月～7月」同封

※参考資料「                    ”                    8月」当日配布

徳永：月例業務報告書で示しているとおおり、5つのプロジェクト別に各事業を進めている。交流イベントプロジェクトは、中規模イベントの一つ夏の交流イベントが8月30日に終了。写真を切り口に異なる活動のマッチングや子ども達のまちやひとへの関心を集める交流の場となった。

もう一つの中規模イベントや「協働の推進」をテーマに研究会を立ち上げ、アンケート・ヒアリング調査とその分析を進めている。1月24日に調査結果を共有してこれからの協働を考えるフォーラムを開催するのでぜひスケジュールをあけておいていただきたい。

大規模イベントであるコムナーレフェスティバルに向けては企画委員会がスタートしている。

未来予想図をテーマに進める予定で3月5日6日の開催予定。

交流イベントでは、このほか、市民活動サロン、潜在層喚起プロジェクトを継続的に進めている。

詳しくは、報告書をご覧ください。

情報受発信プロジェクトでは、メールニュースの発行、Facebookでの案内、情報紙発行により、定期的な情報の編集と発信を行っている。つい最近発行した「おーぷん」をお手元にお配りしているのご確認いただきたい。

セミナープロジェクトは、第7回まで終了。10月からは広報について順を追って学ぶシリーズを企画している。

相談・コンサルティングプロジェクトは、毎月40件前後の相談に対応するとともに、専門相談も丁寧に対応し団体のニーズに応えている。

連携・支援強化プロジェクトは、コミュニティ関連施設の連携として文化振興事業団との連携でぐるりパネル展、武蔵浦和コミセンとの連携によりチラシ講座を開催し、本年度もチラシセッションを行う予定。

また、県内に市民活動支援施設とのネットワーク構築をめざした人材交流研修会の準備を進めている。12月15日に「地域の力を引き出せ！連携・協働のコーディネート」をテーマに講演会とワークショップを予定している。

また、地域のつながりの拠点であるコミュニティカフェの調査を行う。事前研修と調査箇所の選定、調査報告会まで、リポーター20人を募集しているところである。まだ空きがあるので、ぜひご応募いただきたい。また法務専門家との連携相談を毎週開催している。詳しくは報告書をご覧ください。

堀越：月例報告の冬イベントについてだが、職員へのアンケートについては、主体は市民協働推進課なので誤解を招かないように変更してほしい。「協力」「課が実施」という文言にしていきたい。

徳永：この記載で、実施主体の誤解はないと思われるが。

平：さいたま市が実施・協力、ということになる。実施主体について整理していただき、適切な表現でお願いしたい。

徳永：了解。

## （2）今後のスケジュールについて[5分]

平：今後の予定について。

次回の協議会は、

候補日を12月18日（金）、14日（月）とする。

以上